

役場なら約10分で申請完了！

マイナンバーカードの つくり方

現在、役場住民課（赤名）と頓原基幹支所で、申請手続きを無料で行っています。手続きは、顔写真の撮影と、申請に必要な事項の確認だけです。

- 1** 窓口（赤名・頓原）に個人番号カード交付
申請書を提出（通知カードと一緒に）



※申請書がなくても申請できます。その場合は、運転免許証等で本人を確認します。

- 3** 専用端末から申請内容を入力
(職員が行います)



- 5** 通知書と必要書類を、窓口（赤名）へ提出



※暗証番号の設定が必要です。
手続きまでにご検討ください。

- 2** 顔写真を撮影



※カメラは、役場のカメラ（タブレット/パソコン）を使用。

- 4** 自宅に交付通知書（はがき）が届く



※ハガキは申請後約1ヵ月で届きます。

- 6** 手続き終了後、マイナンバーカードをお渡します。



※マイナンバーカードの受け取りは役場（赤名）のみ
でできます。

本町のマイナンバーカードの交付件数は、2月1日時点では約7%です。全国では、交付件数は、350件、人口に対する割合は約7%です。全国では、交付件数が3割を超える自治体がある中、本町ではまだ普及していないのが現状です。現在、本町では、身分証明書としての利用や確定申告などに限られたサービスしかありませんが、交付件数が増えれば、新しいサービスを導入できる可能性も増えます。役場の窓口では、マイナンバーカードの申請をお手伝いしていますので、ぜひ利用してください。

交付件数が増えれば、
新たなサービスの導入の可能性も



マイナンバー制度による情報連携の本格運用が、昨年11月13日から全国で始まりました。これにより、これまで役場の各種手続きで提出が必要だった書類の一部を、省略できるようになりました。

しかし、全国でみても飯南町でみても、マイナンバーカードの交付は低調です。

今月号では、簡単になったマイナンバーカードの申請について特集します。

■問合せ 住民課 電話76・2213

本町で利用可能なサービス

省略可能な書類の例（一例です。詳しくは担当課へお問い合わせください。）

手続きの名称(例)	省略可能な書類の例	担当課
保育所の利用に当たっての申請	○生活保護受給証明書 ○児童扶養手当証書 ○特別児童扶養手当証書 ○課税証明書※1	住民課 76・2213
児童手当の申請	○課税証明書 ○住民票※1	
児童扶養手当の申請	○住民票 ○課税証明書 ○特別児童扶養手当証書	
ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請	○課税証明書 ○生活保護受給証明書 ○児童扶養手当証書	福祉事務所 72・1773
生活保護の申請	○課税証明書 ○雇用保険受給資格者証 ○児童扶養手当証書 ○特別児童扶養手当証書	
特別児童扶養手当の支給の申請	○住民票 ○課税証明書	
障害福祉サービスの申請	○住民票 ○課税証明書 ○生活保護受給証明書	
介護保険被保険者証の交付申請 (40~64歳の人)	○健康保険証※1	保健福祉課 72・1770

※1 平成30年7月以降省略可能となる見込みのもの。

※2 事務によっては、引き続き提出をお願いする添付書類がある場合があります。

お持ちですか？

役場で簡単に申請できます。

マイナンバー制度導入後、就職、転職、出産、子育て、病気、年金受給などの多くの場面で、マイナンバーの提示が必要となりました。また、マイナンバーカードは、身分証明書としての利用のほかに、さまざまなかましません。将来的には、全てのカードがこれ1枚になるかもしれません。これ1枚になるかもしません。将来的には、全てのカードがこれ1枚になるかもしません。

また、マイナンバーカードは、身分証明書としての利用を行政・民間で検討しており、新しいサービスが拡大していく予定です。

マイナンバー制度導入後、現在、本町で利用可能なサービス

各種行政手続き

確定申告（e-LTAX）、マイナポータル等の各種行政手続のオンライン申請等に利用できます。

本人確認の際の身分証明書

本人確認が必要な場面で、このカード一枚で確認できます。

地域経済を応援
医療機関の窓口で、マイナンバーカードをかざし、オンラインで保険資格を確認可能になります。

医療保険の資格確認
インターネットバンキング
マイナンバーカードでログインし、残高照会等が可能になります。